東灘区民文化祭助成金交付要綱

平成27年10月1日制定 神戸市東灘区長決定 平成28年9月30日改定 神戸市東灘区長決定 令和3年9月1日改定 神戸市東灘区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東灘区のまちの魅力をみがき、活力を与える取り組みとして、コミュニティの強化や地域の活性化を図るとともに、文化・芸術・歴史の魅力をつたえるため、区内でさまざまな活動をする人たちの発表の場をつくる行事として東灘区民文化祭等(以下「当該行事」という。)を実施する地域団体に対して、当該行事の実施に必要な費用の一部を助成することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「東灘区民文化祭等」とは、東灘区内(以下「区内」という。) でさまざまな活動をする人たちの発表の場として、次条に定める団体が実施する、東灘 区民(以下「区民」という。)が参加・体験できる交流事業をいう。

(対象団体)

- 第3条 この要綱で定める助成の対象となる団体は、次の各号の全てに該当する団体であって助成の対象として相当であると東灘区長(以下「区長」という。)が認めた団体とする。
 - (1) 地域課題の解決や、地域特性及び地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、区民によって組織された地域団体からなる連合組織
 - (2) 当該行事の実施について、安全性に配慮して当該行事を完遂できる能力があること
 - (3) 営利を目的とした活動を行っていないこと
 - (4) 政治的活動及び宗教的活動を行っていないこと

(助成の対象)

- 第4条 助成の対象となる活動は、区内でさまざまな活動をする人たちの発表の場として、 広く東灘区の文化・芸術・歴史の魅力を伝えるものであって、次の各号に掲げる要件を 充たすものとする。
 - (1) 区内全域から広く参加者を募集し,概ね500人以上の区民の参加が見込めるものであること
 - (2) その年度内に実績報告ができるものであること
 - (3) 営利を目的とするものでないこと

- (4) 宗教的活動及び政治的活動でないこと
- (5) 神戸市の基本計画及び事業実施計画に反しないものであること
- (6) 法令に違反するものでないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか区長が必要と認めること

(助成対象経費)

- 第5条 助成対象となる経費は、講師謝礼、交通費、通信運搬費、広報・印刷費、施設利用料、機材操作費、消耗品費その他の前条の活動に必要な経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。
 - (1) 補助対象年度外の活動に関する経費
 - (2) 飲食費(湯茶,各教室等の材料費を除く。),懇親会費,交際費,レセプション費 その他これらに類する経費
 - (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか区長が対象と認めない経費

(助成額)

第6条 区長は、予算の範囲内において、第3条に規定する対象団体に対して、前条に規定する助成対象経費の1/2を限度として助成することができる。ただし、助成額は30万円を限度とする。

(助成金の交付申請・請求)

第7条 助成金の交付申請は、別に定める助成金(変更)交付申請書(様式第1号)及び 助成金交付請求書(様式第2号)に必要書類を添付して、区長に提出して行なわなけれ ばならない。

(事業の変更等)

第8条 前条により助成金の交付申請をした団体(以下「申請団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ、別に定める助成金(変更)交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定・助成金の交付)

- 第9条 区長は,前2条の申請に基づき内容を審査し,当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めたときは,助成金の交付の決定をするものとする。
- 2 区長は、交付決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成する必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 区長は, 当該助成金の交付決定の内容を, 助成金(変更) 交付決定通知書(様式第3

- 号)により、申請団体に通知するものとする。
- 4 区長は、前項の通知を受けた申請団体より、助成金(概算払)交付請求書による請求 を受けて、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の一部または 全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。
 - (1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付をうけたとき
 - (3) その他,区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

(実績報告書の提出)

第11条 第9条により助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、必要書類を添えて助成金の事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定,精算及び返還)

第12条 前条の報告により、交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定したうえで、助成金を精算し、助成金に残金が生じる場合は、助成金の交付を受けた団体はこれを区長に返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、平成27年10月1日に施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月30日に施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日に施行する。